

令和5年12月11日

魚沼市議会議長 森島 守人 様

総務委員会

委員長 遠藤 徳一

総務委員会調査報告書

本委員会は、所管事務について下記のとおり調査したので、魚沼市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

- 1 調査事件名 (1) 所管事務調査について
(2) 閉会中の所管事務等の調査について
(3) その他

- 2 調査の経過 12月11日に委員会を開催し、付託案件の審査を行った。
所管事務調査については、魚沼ケーブルテレビ事業の廃止に関する加入者説明会の実施状況について執行部より説明を受け、質疑を行った。
閉会中の所管事務等の調査については、これを行うこととした。
その他で、12月3日に発生した魚沼ケーブルテレビ停波事故について、高速道路インターチェンジ名称変更の進捗状況について、南本町大規模火災の復旧状況について、特定空家（大浦地内）の進捗状況について執行部より報告を受け、質疑を行った。

総務委員会会議録

1 審査事件

- (1) 議案第 101 号 魚沼市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- (2) 議案第 102 号 魚沼市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- (3) 議案第 103 号 魚沼市職員の給与に関する条例の一部改正について
- (4) 議案第 104 号 魚沼市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について
- (5) 議案第 105 号 魚沼市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の制定について

2 調査事件

- (6) 所管事務調査について
 - ・魚沼ケーブルテレビ事業の廃止に関する加入者説明会の実施状況について
- (7) 閉会中の所管事務等の調査について
- (8) その他
 - ①12月3日に発生した魚沼ケーブルテレビ停波事故について
 - ②高速道路インターチェンジ名称変更の進捗状況について
 - ③南本町大規模火災の復旧状況について
 - ・特定空家（大浦地内）の進捗状況について

3 日 時 令和5年12月11日 午前10時

4 場 所 本庁舎3階 委員会室

5 出席委員 佐藤達雄、大桃俊彦、富永三千敏、遠藤徳一、志田 貢、森島守人

6 欠席委員 なし

7 説明員 内田市長、桑原総務政策部長、小島総務政策部副部長、浅井総務人事課長、山田秘書広報課長、五十嵐企画政策課長、佐藤防災安全課長

8 書記 坂大議会事務局長、星係長

9 経 過

開 会 (10:00)

遠藤委員長 定足数に達しておりますので、ただいまから総務委員会を開会いたします。定例会中の委員会ということで、付託案件が5件、所管事務調査について1件、その他案件

として3件ほど、皆さんから審議をお願いいたします。それでは、本委員会に付託をされました議案について審査をお願いいたします。

(1) 議案第101号 魚沼市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

遠藤委員長 日程第1、議案第101号 魚沼市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。執行部から補足説明はございますか。

内田市長 補足説明はございません。

遠藤委員長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

佐藤委員 議案第101号の提案理由としまして、市の特別職の職員の期末手当の支給月数の改定に準じて議員の期末手当の支給の改定を行うということです。魚沼市におきましては、先の議会でも議論されましたように職員のハラスメント行為があり、平成28年度から令和5年度の長期にわたり繰り返されてきております。被害者の人権と尊厳を傷つけたり身体的苦痛を与えるということでありました。議会におきましても令和4年度にハラスメント行為に対する一般質問がありました。今回の事件の発生に対して、当時の質問者本人から「残念であった」というお話がありました。市政に対して広くチェックしていくべき議会の立場からしましても、そのチェック機能が十分に発揮できなかったと言えるのではないかと思います。そういう中で、議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正を行うことの理由はどういったことでしょうか。

桑原総務政策部長 これについては、本会議の際にも答弁させていただきましたように、国及び県の特別職の手当の改定に準じまして行わせていただくものであります。今回やらなければどうするかというお話も前回の質問の中で出たところでありましたが、今回行わなければ次回引上げ幅が大きくなってしまいますので、これについては国・県の改定に準じたタイミングで同時に行っていくほうがよろしいかということで今回も提案させていただきます。

佐藤委員 市内の最低賃金がどうなっているか、市内の皆さんの賃金も上がっているかどうか、そういったところの確認はされていますか。

桑原総務政策部長 今回のこの提案の中に関して言いますと、市内の賃金・給与の実態調査というところは行ってはおりません。

佐藤委員 しかし、市内では燃料や食料、電気代、物価の高騰が続いており、市民の家計を圧迫している状況が続いております。そういった中で、議員の報酬を上げることは市民の了解が得られるかどうか、そういった点はどう考えますか。

桑原総務政策部長 市民の理解という部分については、これは議員の皆さん方の報酬に係る部分でございますので、こちら側からそれについてお答えするものでもないかとは思いますが、ただ一般的にこれだけ消費者物価が上がっているような状況にあって、国も賃上げを進めている状況でもございます。それを鑑みた中では、今引き上げなければいつ引き上げるのかといったところもありますので、これについては、それぞれ情勢を見た中で対応していくべきではないかと思っております。

遠藤委員長 ほかに質疑はありますか。(なし) これで質疑を終結いたします。討論を省略

し、採決することに異議ありませんか。〔異議あり〕と呼ぶ者あり〕異議がありますので、討論をお願いします。まず、原案に反対者の発言を許します。

佐藤委員 先ほども申しましたけれども、長年のハラスメント行為を議会としてもチェックし防止することができませんでした。また、そういう議会としての問題もありますし、議員の報酬もいつかは上げなければならないと思いますけれども、現時点で今年度の報酬の見直し、手当の改定というのは私はすべきでないと考えます。また、市民の方も物価高で苦しんでいる中で、議員の報酬・手当改定というところはなかなか理解が得られないのではないかと考えますので、この見直しに対して反対の討論をさせていただきます。

遠藤委員長 それでは続きまして、賛成者の発言を許します。(なし) これで討論を終結します。これから議案第 101 号について採決いたします。異議がありますので、挙手によって採決をいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。賛成多数であります。よって議案第 101 号 魚沼市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正については原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(2) 議案第 102 号 魚沼市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

遠藤委員長 日程第 2、議案第 102 号 魚沼市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを議題といたします。執行部から補足説明はございますか。

内田市長 補足説明はございません。

遠藤委員長 それでは質疑に入ります。質疑はありますか。

佐藤委員 市の特別職の職員の改定ということでもありますけれども、これも県の特別職の職員の改定に準じて期末手当の支給月数等を改定するということかと思えます。やはり先ほどと同様に職員のハラスメント問題がありますし、また今年 2 月には、必要な決裁を受けずに契約を締結するなど男性副参事の懲戒処分が行われるということもありました。一番に市職員の管理監督をする三役の給与手当の見直しを行う理由はこういったことでしょうか。

桑原総務政策部長 これも本会議の際にお答えしたとおりでございますけれども、国・県の特別職の給与改定に合わせる中で一律的に対応したほうがいいだろうということで提案させていただいたものでございます。

遠藤委員長 ほかに質疑はございますか。(なし) これで質疑を終結いたします。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。〔異議あり〕と呼ぶ者あり〕異議があるようございます。それではまず、原案に反対者の答弁を許します。

佐藤委員 やはり、職員のハラスメント行為ですとか、今年 2 月には懲戒処分がありました。また、さらに遡れば 2 年ぐらい前でしょうか、市内のコミュニティ協議会の会計の中で、会計担当者が 500 万円あまりを横領したという不祥事が続いています。市の特別職におきましても、そういったところをきちんと処置をして再発防止をしていくという大きな役割があり、適切に処置ができなかった問題があると思います。したがって、今回の見直しについては見送り、また次の適切な時期に検討するというところで、反対の討論をいたします。

遠藤委員長 次に、原案に賛成者の発言を許します。(なし) それでは討論を終結いたします。

これから議案第 102 号について採決いたします。異議がありますので挙手によって採決をいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。賛成多数であります。よって議案第 102 号 魚沼市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正については原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(3) 議案第 103 号 魚沼市職員の給与に関する条例の一部改正について

遠藤委員長 日程第 3、議案第 103 号 魚沼市職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。補足説明に入る前ではありますけれども、桑原総務政策部長から発言を求められておりますので、これを許します。

桑原総務政策部長 12 月 1 日の本会議提出日に、本議案につきまして大平恭児議員からの質疑で答弁を保留にしていた点がございましたので、この場でお答えさせていただきます。まず、この一部改正条例案の第 1 条関係の中で規定をしております、第 16 条の 9 の中の、市の区域に関するところがございます。災害派遣手当について、その市の区域に滞在するとあるのが魚沼市内に滞在するということかというような質問だったわけがございますけれども、これについては、魚沼市が被災したときに、他の自治体から派遣職員を受け入れたときにその派遣職員に対する対応として定めるものでございます。詳細につきましては、総務人事課長より説明をさせていただきます。

浅井総務人事課長 災害派遣手当については、魚沼市が被災しその災害復旧等のために他の自治体等から職員の派遣を受けた場合に、その職員に支給する手当ということになります。その要件として、第 16 条の 9 を見ますと、市の区域に滞在することを要するとされておりますので、この市の区域というのは魚沼市の区域内ということになります。

遠藤委員長 それでは、執行部から補足説明はありますか。

内田市長 補足説明はありません。

遠藤委員長 それでは質疑に入ります。質疑はございませんか。

佐藤委員 今回の条例の中での改定についてはよろしいんですけども、職員の給与等の改定が行われた場合には、会計年度任用職員の給与も併せて見直しを行うとあります。給与の支給は今回ではなかったにしても併せて行うと理解しているんですけども、その点はいかがでしょうか。

桑原総務政策部長 会計年度任用職員につきましては、会計年度で単位を区切っておりますので、今回、市の職員と同様に対応するというのではなく、次年度以降に新しい給料表に基づいて対応させていただくということになります。

佐藤委員 先の臨時国会の論戦の中で、会計年度任用職員の問題がいろいろと議論されております。それについても、4 月に遡って精算・支給するよう政府が各自治体に要請するということが確認されております。県のほうからそういった指導指示等はきていないでしょうか。また、財源についても地方交付税の増税も含めて適切に対応するということが国会の中で確認をされております。総務省からも各都道府県に通知を発出しているということ聞いておりますけれども、その点はいかがでしょうか。

浅井総務人事課長 国会においてそのような議論がされていること、あるいは県からそういった通知がされていることは間違いありません。県のほうで、その対応についてど

うするのかと県内各市を対象に調査をした結果、ほとんどの市がまだ4月に遡及して給与額を改定するかどうか今のところ検討中ということで、遡及して支給するところが確か2つか3つぐらいだったと思います。会計年度任用職員については、同じ年度内でも退職したりその退職補充で新規に雇用したりというのが非常に多いです。一人一人を追って4月に遡及し計算するというのが、システム上今のところできないということもありまして、本市では今年度においては4月に遡及するということはないと考えております。ただ、来年4月以降の給料については、本議会でこの条例が改正された際には、2月議会で会計年度の給料表もこの新しく改正した給料表に準じて引き上げるということに改正を予定しておるところであります。

佐藤委員　すぐに改定をして遡及して引上げということになりますと、給与部分の見直しや変更が間に合わないというようなことは分かりますけれども、今年度3月までの中で、システムの見直しを行い精算するということに取り組みことは可能ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

浅井総務人事課長　そのシステム改修なんですけれども、今のところ間に合わないという見込みですので、今年度中の実施は難しいと考えております。

佐藤委員　会計年度任用職員は、職員に比べますと非常に低い賃金で働いているという状況です。職員の見直しを行う中で、当然会計年度任用職員についても単年度契約の中で働いているわけですが、その単年度の働きに対して差額の支給は行わなければならない。それができないということになりますと、賃金の未払いといった問題にもなりかねないと考えます。何らかの形で、今年度中の対応ができないのか、重ねての質問になりますけれどもいかがでしょうか。

桑原総務政策部長　システム上の問題ということもありますが、総務人事課長が先ほど申し上げたように、今年度に入ってから年度中に退職している職員もいるわけでありまして。そういった方々に対してどうするとか様々な問題もあり、それが結局今のところ調整できていないということもございます。それは、この12月中にということでは本当に無理があります。当然、今からやればできればそういう対応をしたいということもあるんですけども、先ほど申し上げたようにシステムの問題ですとか公平性の確保の問題ということもございまして、今回見送らせていただきたいというものでございます。

遠藤委員長　ほかに質疑はございますか。(なし) これで質疑を終結いたします。それでは討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第103号について採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって議案第103号 魚沼市職員の給与に関する条例の一部改正については原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(4) 議案第104号 魚沼市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について

遠藤委員長　日程第4、議案第104号 魚沼市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。執行部から補足説明はございますか。

内田市長　補足説明はございません。

遠藤委員長　それでは質疑に入ります。質疑はございませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第 104 号について採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって議案第 104 号 魚沼市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正については原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(5) 議案第 105 号 魚沼市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の制定について

遠藤委員長　日程第 5、議案第 105 号 魚沼市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の制定についてを議題といたします。執行部から補足説明はございますか。

内田市長　補足説明はございません。

遠藤委員長　これから質疑を行います。質疑はありますか。

佐藤委員　情報通信技術を活用しての行政ということになりますと、お年寄りはどういったシステムに対してついていけないという方もそれなりに出てこられるのではないかと考えますけれども、その点はいかがでしょう。

小島総務政策部副部長　高齢者の方がそういうデジタルデバイスを活用できないのではないかとこの質問だと思います。それにつきましては、今現在でも企画政策課の情報通信係のほうで集落支援員等を通じ、高齢者の方を集めたスマホの講習会なども実施をしております。次年度以降も集落支援員などにそういった技術を身につけていただきまして、各地域でスマホの講習ができるような人材を育成し、高齢者の方にそういったデジタルデバイスの活用をできるよう推進してまいりたいと考えております。

佐藤委員　このデジタル情報技術の活用ですけれども、長い目で見ますとスマホですとか電子機器で申請するということがどんどん広がっていくのだと思います。そうしますと、担当の窓口が少なくなり、届出をするだけだと住民の方といろいろなお話をする機会も減っていくと考えられます。市の職員の人員も大幅に減っていくということも懸念されますけれども、そういった点はいかがでしょう。

桑原総務政策部長　これはデジタルデバイスを使った申請ができるようにするための条例でありますけれども、変更しても従来どおり紙での申請というところも残し、受け付けられるようにしております。あと、職員の体制について今ほど質問があったんですけれども、やはり機械が処理できる部分と人が相談するなどして対応しなければならない部分はどうしても残ります。今よりは職員が少なくなるとは思いますけれども、職員の労務負担の軽減と併せた中で窓口の対応ですとか、あるいは相談業務といったところはきっちり対応をさせていただきたいというふうに思っております。

遠藤委員長　ほかに質疑はございますか。(なし) これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって討論を省略し、採決することに決定いたしました。これから議案第 105 号について採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。(異議なし) 異議なしと

認めます。よって議案第 105 号 魚沼市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の制定については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ほかに委員の皆さんから市長に対し、御意見・協議事項等ございますか。

佐藤委員 11月11日に、弾道ミサイルの住民避難訓練が行われました。この訓練の目的は、訓練を通じて弾道ミサイルが落下時または落下するまでの間にどのように行動すべきか、市民の皆様の理解を深めていただくというふうに伝えております。実際は、弾道ミサイルが発射され到着するまでの時間は、訓練の中でも6分ほどしかありませんでした。頑丈な建物の中に避難したりですか、頭を守るんですとか、そういった対応を市民の皆さんにさせていただいたかと思えますけれども、しかし、もし戦争が始まると、今のウクライナやパレスチナを見ると訓練の効果というのは本当にあるのかなという気がします。その点はいかがでしょう。

内田市長 今回の訓練は、内閣府と県と魚沼市と職員の初動対応の確認をさせていただいた訓練であります。そしてもう一つは、日常生活の中でそういうことが起こった場合を想定した市民53名の方から、イベントを開催中にそういうことが起きたという想定のもとで訓練をさせていただいたものでありますので、その初動に対する訓練は確認ができたと思っております。僅か10分の中でどういう連携を取るかということは確認できたと思えます。また、市民の皆さんには、そういうことはあってはならないんですけれども、どのような対応が必要かということに参加された方は分かると思えますし、またこの先、それを市民の皆さんに告知といいますか広報していくということでもあります。

佐藤委員 今回の訓練を受けまして、市民のほうから逆に疑問ですとか不安の声、本当に身を守れるのかといった声は上がっておりませんか。

桑原総務政策部長 こちらのほうには伺っておりません。

佐藤委員 今回の訓練につきましては、国・県からの意向に対し魚沼市のほうでやりましょうと手を挙げられたと聞いております。こういった訓練は、市民へ戦争が起こるんだというような危機感をあおってしまうことが非常に懸念されます。今後こういった訓練を続けていくのかどうか、今後の構想の予定はどうなんでしょうか。

桑原総務政策部長 決して戦争の危機感をあおるとかそういったことはございません。あくまでも万が一に備えた対応を身につけていただくための訓練と位置づけております。したがって、今後機会がありましたら再度また計画してまいりたいと思っております。

佐藤委員 今回の訓練は、魚沼市民を守るためですけれども、大きな目的というのは、今政府のほうで軍事費を倍増しようとしている。それによって、福祉文教の面ですとか、あるいは保育の面ですとか、いろんな教育の面ですとか、そういった予算がこれからどんどん削られてくる。軍事費のほうに回さなければならなくて、福祉文教の予算を増やす余地はないというようなことにもなりかねないと思えます。日本は周りが海ですので、万が一にも戦争にでもなれば食料運搬船が確実に狙われてきます。何があっても戦争はしてはいけないということこそ求めていかなければならないと思えますので、市民に危機感をあおるようなこういった訓練をこれから繰り返す理由としてはどういったことがあるのでしょうか。

桑原総務政策部長 北朝鮮から長距離弾道ミサイルが発射されている事実はございます。日本上空を飛び太平洋に落下しているという事案もありますので、そうした事実を鑑みた中

で、万が一そういった事態になった場合を想定する必要があるのではないかとということで訓練を計画させてもらったわけでございますので、決して委員御指摘のようにあおっているということではございませんので、そのところは御理解をお願いしたいと思います。

遠藤委員長　ほかにありますか。(なし) ないようようでありますので、ここで市長は所用がございまして退席をいたします。しばらくの間、自席にて休憩をお願いいたします。

休　　憩（10：35）

（休憩中、市長退席）

再　　開（10：35）

遠藤委員長　休憩を解き、会議を再開いたします。

（6）所管事務調査について

・魚沼ケーブルテレビ事業の廃止に関する加入者説明会の実施状況について

遠藤委員長　日程第6、所管事務調査について、魚沼ケーブルテレビ事業の廃止に関する加入者説明会の実施状況についてを議題といたします。本件について、執行部に説明を求めます。

桑原総務政策部長　魚沼ケーブルテレビにつきましては、廃止に向けこの委員会の中でも議論をいただいたところでありまして、今後その廃止に向けた対応について地元対応も含めて進捗を図っていくというお話をさせていただいてきたところでございます。今回、10月に全体の説明会を行いまして、11月に入りそれぞれ難視聴地区について個別に説明に入っております。その状況につきまして、秘書広報課長から説明をさせていただきますのでよろしくをお願いいたします。

山田秘書広報課長　（資料「魚沼ケーブルテレビ事業の廃止に関する加入者説明会の実施状況について」により説明）

今後につきましては、支援のための交付要綱などを整備し、2月の議会で令和6年度予算議決を受けた上で、3月末頃に加入者の皆さんへまた御案内を行うということで移行に向けて準備を進めてまいりたいと思っております。

遠藤委員長　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

佐藤委員　質問の9番で、NCTの初期費用の割引期間を設けているという話を伺っているということなんですけれども、この期間というのはどれくらいなのでしょう。十分利用できる期間になっているのでしょうか。

山田秘書広報課長　NCTさんにつきましては、その割引期間というのが、契約が令和6年3月31日までの契約で切替えを4月以降にされた場合について、割引が具体的には1万円のキャッシュバックキャンペーンを設けてあると伺っております。

佐藤委員　令和6年3月31日までの契約の中でした方に対してということでしょうか。

山田秘書広報課長　そのように伺っております。

佐藤委員　　そうしますと、そこで判断がつきかねて来年度以降になってしまった場合は、割引の対象にはならないということでしょうか。

桑原総務政策部長　　市の政策ではございませんので、その辺についてはお答えできませんのでよろしくお願ひしたいと思います。

遠藤委員長　　ほかにございませんか。(なし) それでは質疑を終結いたします。この件につきましては、まだこれからというところと、またこの前の事故等もありましたので、引き続き調査することで異議ございませんか。(異議なし) 異議がないようでありますので、そのように決定をいたしました。

(7) 閉会中の所管事務等の調査について

遠藤委員長　　日程第7、閉会中の所管事務等の調査についてを議題といたします。お諮りします。本委員会が閉会中に所管事務等の調査を行うことについて、議長宛て申し出したいと思ひます。異議ございませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。したがって、閉会中の所管事務等の調査については、議長宛て申出を行うことに決定をいたしました。

(8) その他

①12月3日に発生した魚沼ケーブルテレビ停波事故について

遠藤委員長　　日程第8、その他を議題といたします。まず、12月3日に発生した魚沼ケーブルテレビ停波事故についてを議題といたします。本件について執行部の説明を求めます。

桑原総務政策部長　　資料を御覧いただきたいと思ひます。12月3日、日曜日の夕刻に雷が発生いたしまして、その影響で堀之内地域において瞬間停電が起こったということでございます。これに関連して、ケーブルテレビが一時的に停波となる事故が発生いたしましたので、報告をさせていただきます。内容につきましては、秘書広報課長より説明をさせていただきます。

山田秘書広報課長　　それでは、私から概要説明、経過報告をさせていただきます。(資料「12月3日に発生した魚沼ケーブルテレビの停波事故について」により説明)

雷という天災によるものではありませんが、今後の機器、それから体制について再度確認し、構築してまいりたいと考えております。

遠藤委員長　　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

富永委員　　この雷による瞬間停電ということですが、この放送設備の故障とはどういった故障だったのでしょうか。

山田秘書広報課長　　放送設備は、地デジ放送の送信の機械と、それから独自番組の放送の機械の2種類あるわけなんですけれども、独自番組と地デジと一緒に送信する設備の一部が故障をして、予備のプラグに切り替えて送信は復旧をしたということではありますが、独自番組の機械は、モニターが停止しまして、その復旧に時間を要したということになります。

富永委員　　はい分かりました。普通建物には避雷針があつて、雷を受ける設備は大概の建物にあるかと思ひますけれども、このケーブルテレビの放送設備の中で雷をガードする仕組

みや設備はなかったんですか。

山田秘書広報課長　そちらの設備は設けてありまして、これまでこういった瞬間停電で不具合は一度も発生はしていなかったんですけども、今回そちらを確認させてもらった中でうまく作動しなかった部分があったということで、今後また対応してまいりたいと考えております。

富永委員　そうしたら、その雷ガードの仕組み、設備を今後はもっとそういった場合に対応できる設備に切り替えるということで考えているのでしょうか。

桑原総務政策部長　ケーブルテレビ事業については、既に御案内のとおり令和7年度末をもって自主放送部分を廃止しますし、令和8年度末をもって事業自体をやめるということをお伝えしてあるとおりでございます。そうした中で、今委員御指摘の場合にかかる部分については、費用がどれぐらいかかるのかどうなのか、その辺を調査してからでなければ、費用対効果の部分もでございますので、すぐには判断できないところではありますけれども、それは今後調査の上、判断させていただきたいと考えております。

富永委員　ケーブルテレビを将来廃止するにしても、それまでの間はきちんと市民がサービスを受けられるようにしていただきたいと思います。もう1点なんですけど、今回、このケーブルテレビの設備ですけども、そのほか市内各庁舎というか、電子機器、現在、情報通信技術を利用するような生活になってきていますので、市のそういったのは、市民の生活を守っていくために非常に重要なものではあります。こういった雷の被害を受けないような対策を、今後またさらに構築していくような考えは持っていますか。

小島総務政策部副部長　一たび雷が発生して、それが機器に影響を及ぼすという可能性もありますので、今現在、雷対策がどのようになっているかまず把握をさせていただいて、それでも足りない部分があればまた内部で検討して、そういうことが起こらないように対策をしてまいりたいと考えております。

富永委員　では、ぜひ調査をしていただいて市民の生活に影響が出ないように、庁舎の中の情報をしっかりと守れるように対応をお願いしたいと思います。

遠藤委員長　ほかに質疑はありませんか。(なし) ないようですので、これで質疑を終結いたします。この件については、引き続き調査することで異議ございませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。そのように決定をいたしました。ここでしばらくの間休憩といたします。

休　　憩 (10 : 59)

再　　開 (11 : 10)

遠藤委員長　休憩を解き、会議を再開いたします。

②高速道路インターチェンジ名称変更の進捗状況について

遠藤委員長　2点目であります。高速道路インターチェンジ名称変更の進捗状況についてを議題といたします。本件について執行部に説明を求めます。

小島総務政策部副部長　それでは、高速道路インターチェンジ名称変更の進捗状況について説明をいたします。12月1日に行政報告で報告をしたところでございますけれども、その後、進捗状況について説明をさせていただきたいと思っております。説明につきましては、企画政策課長から説明をさせますのでよろしくお願いいたします。

五十嵐企画政策課長　私から小出インターチェンジの名称変更の進捗状況等、今後についてということで報告をさせていただきます。資料は用意しておりませんので、私の口頭の説明でお願いしたいと思います。このことにつきましては、先日、市長の行政報告でも報告をしたとおりであります。近日中に正式に名称変更が決定される見込みであるという旨の連絡を受けましたので、改めて報告をさせていただきます。具体的な決定日につきましてはまだ連絡を受けてはおりませんが、この議会中に報告をできればしたいということ、こちらの希望は伝えております。これから正式決定の知らせが届きましたら議員の皆さんに連絡させていただきたいと考えております。また、この決定に伴う広報につきましては、庁舎前に懸垂幕を設置しようと思っておりますし、ポスター掲示を考えておまして、公共施設、それから関係団体をお願いをして掲示をしていく考えであります。なお、実際に現地のインターチェンジの表示が変わる期日につきましては、まだ未定であります。来年に入りましてから決定をする旨をNEXCO東日本からは伺っているところであります。インターチェンジの名称変更の進捗状況につきましては以上であります。

遠藤委員長　決定的な日にち等については連絡があるとのことですので、それらを踏まえまして質疑がありましたらお受けしたいと思います。質疑はございませんか。(なし)これから懸垂幕等の予定もされているようでありますので、朗報、また委員会報告をお待ちしておりますのでよろしくお願いいたします。質疑はないようでありますので、これにつきましては、引き続き調査ということで取り扱いをさせていただきます。

③南本町大規模火災の復旧状況について

遠藤委員長　それでは3点目であります。南本町大規模火災の復旧状況についてを議題といたします。本件について執行部の説明を求めます。

桑原総務政策部長　9月26日に発生いたしました南本町の大規模火災につきまして、その支援策については先般の臨時会で予算をつけていただきまして、今対応を進めているところでございます。現場の状況につきまして、進展がございましたので防災安全課長から説明をさせていただきます。

佐藤防災安全課長　それでは、私から南本町の火災の復旧の状況について説明をさせていただきます。(資料「南本町火災被災住宅解体撤去状況(R5.12.7)」により説明)

今回のこの解体以外の話ですけれども、この解体にかかります補助金とそれから災害見舞金の2つにつきましては、現在準備が整いましたので、今日付で被災者の皆様に書類を送る予定となっております。事前に被災者のグループラインがあるんですが、そちらでは制度の内容についてはお知らせ済みでございます。それから商工課で準備しております営業再開支援と資金繰り支援につきましては、それぞれ個別に対応済みという連絡をいただいております。

遠藤委員長　これから質疑を行います。質疑はありませんか。大変な火災だったわけであり
ますが、拡大した部分でも若干はお受けできるかと思いますが、いかがでしょうか。

大桃委員　今ほど復旧状況についてということで説明をいただきましたけれども、今回のこの
大規模火災においての検証の結果とか、そういう部分についてはまだ報告という形では
もらっていません。検証といっても、やはり水が不足したということもあるでしょうし、
その他もろもろの自然水利もあるし、消火栓等の問題もあるだろうし、消火に当たっても
というところもあるし、もちろん火元ということで原因が何なのかというところもあると
思います。復旧状況というのはこれからも引き続きやっていく中で、その検証結果を含め
た内容等についても委員会の中で報告いただきたいと思いますが、いかがなもので
しょうか。

遠藤委員長　それでは今の質疑でありますけれども、今現在その発生状況ですとかその対応
等について存じ上げている部分と、検証されている部分がありましたら、報告をいただき
たいと思います。また、個人の情報等も含めた中で話ができない部分があれば、今後どの
ような状況でその環境を整えていただけるか、そんなことも委員会への報告についてどの
ようになるのか、考えがあったらお願いしたいと思います。

佐藤防災安全課長　火災の関係、主に消防本部の対応した部分になりますけれども、そちら
につきまして本部で検討中です。こちらでは答えられない部分のため、そちらからまた後
ほどということになると思います。防災安全課で担当した部分もございます。避難所の設
営だとか、今回、その日のうちにアパートを準備をしたりとか、いろいろ支援物資をお配
りしたとかありますけれども、そういったところの適正だったかどうかというところも含め
まして、今回の件、それから今後もこういったことがないことを祈りますが、あった場合
のことも含めまして検討していきたいと考えております。

遠藤委員長　では、皆さんに相談ということで、ここでしばらくの間休憩といたします。

休　　憩（11：20）

（休憩中に懇談的に意見交換）

再　　開（11：23）

遠藤委員長　休憩を解き、会議を再開いたします。ほかに質疑はございますか。

佐藤委員　先ほどの説明で、解体作業が進んでいるということで伺いました。先ほどの話で、
資金繰りの関係ですとか営業資金の対応が進んでいるということなんですが、この被災エ
リアの復旧の方向は、現在ある位置にまたそれぞれ皆さんが店舗を構えていくというこ
と
なんでしょうか。

佐藤防災安全課長　再建状況というか、先の話につきましても個人の情報もかなり含まれて
いますので、残られる方は、ここから更地にして、その後どこかに行かれるという方はこ
れもまだはっきりとはしていません。この辺は個人の情報ですので申し訳ありません。

遠藤委員　それでは、この件につきましては、委員からの要望もあった部分もございませ
ん
ので、委員会として今後の調査事件として挙げさせていただきまして、いただける部分の情

報の中で消防本部等を交えながら今後の対応策を主な課題といたしまして進めていきたいと思っております。また、復旧が始まりますと所管が商工課に移る可能性がありますので、それについては御承知をお願いしたいと思います。それでは、また、適正な時期をめがけて報告をいただいた時点で委員会で取扱いをさせていただきますが、よろしく願いいたします。それでは、ほかに質疑がないようでありましたら、これで質疑を終結したいと思います。よろしいでしょうか。(異議なし) 異議なしと認めます。それでは、本件については引き続き調査することで異議ございませんか。(異議なし) そのように決定をいたします。このほか、執行部から報告事項等はございますでしょうか。

・特定空家（大浦地内）の進捗状況について

小島総務政策部副部長　それでは、大浦地内の特定空家の進捗状況について報告がありますのでさせていただきます。先月の20日に開催をされました委員会の中で報告をした大浦地内での特定空家ですけれども、その後動きがありました。資料等はございませんけれども、口頭で説明をさせていただきます。先日の委員会の中におきまして、所有者により自力で空き家を解体する旨の報告をさせていただきましたけれども、先週から現地におきまして解体工事に着手をしていることを確認しております。昨日の段階でありますけれども、2階部分、それから3階部分については既に解体がされておりました。危険箇所については除去されたものと確認をしておりますので、報告をさせていただきます。残す部分でありますけれども、1階部分の鉄骨の部分、それから一部壁の部分が残っておりますけれども、これについてはそんなに時間がかからずにできるものではないかと思っております。簡単ですけれども、特定空家の進捗状況について報告をさせていただきました。

遠藤委員長　その他のその他ではありますけれども、これについて確認あるいは質疑等がございますか。(なし) 私が1点、質問ではないんですけども、確認をさせてください。これは、危険回避のための解体ということで、各地域から要望が出たものだと承知していますが、仮に鉄骨の部分や一部の壁が今後も残った場合でも危険回避はされたと認識をされている状況なんでしょうか。

小島総務政策部副部長　市としましては、2階から3階にかけて崩れている部分が危険箇所ということで特定空家に認定させていただきましたので、現段階では2階3階の危険箇所が取り除かれているということでもあります。仮に鉄骨部分が残った場合にあっても、それは所有者の判断ということでもありますので、市としては特にこれ以上の関与はないということでもあります。

遠藤委員長　ほかにございますか。(なし) ないようでありましたら、これについては進んでおり、危険箇所が回避されたと判断をされたということでもありますので、以上とさせていただきます。異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。そのように決定をいたしました。

それでは、ほかに委員の皆さんから執行部に対して何かございますか。(なし) ないようでありますので、以上で本日の日程は全て終了いたしました。本日の会議録の調製につきましては、委員長に一任をお願いいたします。本日の総務委員会はこれにて閉会といたします。

閉 会 (11 : 30)